

市政トピックス

子ども医療・母子家庭等医療費受給者証の有効期限について

国保医療課 医療係 (☎95)0151

平成31年3月31日が有効期限となつている受給者証は、年齢到達による資格喪失のため、4月1日以降は使用できませんので注意してください。

※使用された場合は、自己負担相当額を市へ返還していただきます。

▼対象受給者証

- ・子ども医療費受給者証(平成15年4月2日〜平成16年4月1日生まれの人)
- ・母子家庭等医療費受給者証(平成12年4月2日〜平成13年4月1日生まれの人)

市民相談の時間に変更になります

4月1日から受付時間に変更になります。

▶変更後の相談時間

午前10時〜正午、午後1時〜午後4時
(毎週月・火・木・金曜日)

▶ところ 市民相談コーナー(市役所2階)

▶問合せ 市民相談コーナー(☎83-1111(内線204)、市民課 市民係(☎95-0152))

福祉医療費受給者の人へ
保険証に変更があったときは手続きを

国保医療課 医療係 (☎95)0151

次の受給者証をお持ちの人で、加入する保険証が変わったときや、保険証の記号・番号が変更になったときは、変更後の保険証がお手元に届き次第、受給者証の保険変更の手続きをしてください。

▼対象受給者証

- ・障害者医療費受給者証
 - ・精神障害者医療費受給者証
 - ・子ども医療費受給者証
 - ・母子家庭等医療費受給者証
- ▼手続きに必要なもの 印鑑、受給者証、変更後の保険証(受給者本人のもの)(子ども医療はお子さんのもの)

産前産後期間の国民年金保険料免除制度が始まります

刈谷年金事務所 (☎21)2110
国保医療課 国保年金係 (☎95)0123

平成31年4月1日から次世代育成支援を目的に産前産後期間の国民年金保険料を免除する制度が始まります。

▼免除期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前か

ら6か月間)の国民年金保険料が免除されます。

▼対象 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人 ※妊娠85日以上の分娩(死産、流産、早産、人工妊娠中絶)も対象になります。

▼申請方法 出産予定日の6か月前から刈谷年金事務所または国保医療課へ申請してください。(受付は平成31年4月以降)

▼届出に必要なもの
・出産予定日が分かるもの(母子手帳等)
・年金手帳



知的障がい者巡回相談

西三河児童・障害者相談センター
障害者相談課
(☎0564)272889

障がいの状況や地理的理由により、直接来所できない知的障がい者のために巡回相談を実施します。

▼ところ・とき

【刈谷会場】

刈谷市中心身障害者福祉会館(刈谷市下重原町3-32 ☎(24)6066)

- ・医学判定あり
7月9日(火)、11月12日(火)
- ・医学判定なし
5月14日(火)、9月10日(火)、2020年1月14日(火)、2月25日(火)

【豊田会場】

豊田市役所(豊田市西町3-60 ☎

0565(346751)
・医学判定あり

4月10日(水)、6月12日(水)、8月14日(水)、10月9日(水)、11月13日(水)、12月11日(水)、2020年2月12日(水)

・医学判定なし

2020年3月4日(水)

▼相談時間

・医学判定 午後1時〜3時

・一般相談判定 午前10時〜午後4時

▼相談内容

- ・療育手帳に関する相談および判定
- ・障害基礎年金、特別障害者手当等の受給に関する相談および判定
- ▼対象 管内に在住する知的障がい者および知的障がいと思われる人
- ▼従事者 精神科医師、西三河児童・障害者相談センター心理判定員
- ▼申込み 西三河児童・障害者相談センターへ電話でお申込みください。

※療育手帳の判定を希望する人は、対象者の写真(縦4cm×横3cm)と印鑑を持参し、市役所福祉課窓口へお越しください。

お詫びと訂正

広報2月16日号の12ページに掲載しました「消費生活講座」について、本文中の成年年齢引き下げの年の表記に誤りがありました。ここにお詫びして、訂正します。

(正)2022年 (誤)2020年

▶問合せ 経済課 商工観光係 (☎95-0125)

環境美化推進員の募集

環境課 ごみ減量係 ☎(95)0126

ごみの散乱のないきれいなまちづくりを実現するためには、一人ひとりの意識の向上と、地域ぐるみでポイ捨てやフンの放置を許さない雰囲気を作るのが重要です。

市では、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的に環境美化推進員による活動を行っています。各地域と一緒に活動をしていただける人を募集します。

▼主な活動内容 地域の環境美化に関する報告、普及、啓発等に関すること（地域での環境美化巡回、市主催の環境美化に関するイベント等の参加、環境美化に関する調査協力、年1回程度の会議など）

▼募集人数 15人程度

▼応募資格 市内在住・在勤の20歳以上の人で、地域の環境美化普及啓発活動に理解があり、継続的かつ積極的に活動することができる人

▼謝金 無償

▼任期 4月1日～2020年3月31日

▼応募方法 3月15日(金)～29日(金)に応募用紙に必要事項を記入して、環境課窓口へ直接提出してください。身分証貼付用の顔写真は環境課窓口で撮影します。

※応募用紙は環境課窓口で配布しているほか市ホームページからもダウンロードできます。

歴史民俗資料館 臨時職員の募集

文化課 文化振興係(歴史民俗資料館内) ☎(83)1133・祝日を除く月曜休館)

▼募集人数 1人

▼応募資格 満65歳未満でワード・エクセルなどのパソコン操作ができ、歴史や文化財に関心がある人
▼勤務先・勤務内容 歴史民俗資料館の窓口業務、文書事務、展示業務補助

▼勤務時間 月12日以内(週3日程度)で午前9時～午後3時

※土・日曜日、祝日勤務があります。※厚生年金、健康保険、雇用保険の対象にはなりません。

▼雇用期間(予定) 5月2日～11月1日(雇用期間の更新あり)

▼賃金 1時間940円

▼選考方法 面接(日程は後日連絡します)

▼応募方法 4月10日(水)までに市販の履歴書に写真1枚(上半身・脱帽・6か月以内に撮影したもの)を添付して、文化課(歴史民俗資料館内)へ直接提出してください。

※提出された書類は返却しません。



「花と緑の写真」を募集しています

あなたのおすすめスポットを教えてください

市では「花と緑のまちづくり」推進の一環として、「花と緑の写真」を募集しています。あなたが知っている市内で見られるおすすめの花と緑の景色を、写真と一緒にお知らせください。

散歩や通勤途中で見つけた名木、地域で人気のお花見スポットなど、おすすめめの景色をお待ちしています。

お寄せいただいた情報は市ホームページで紹介いたします。また、「花と緑のカレンダー」への掲載候補写真とさせていただきます。



▼応募方法

- ①住所 ②氏名 ③ホームページ掲載時のニックネーム ④電話番号 ⑤花、木の名前 ⑥撮影場所(目印となるものなど場所を特定できること)

- ⑦撮影時期 ⑧おすすめポイント ⑨写真(Eメールで提出の場合は、JPEG形式で1MB以内)を明記して郵送またはEメールでご応募ください。

▼応募期間 通年

▼注意事項

- ・個人宅の情報に関わる場合や募集の趣旨に沿わない場合は、掲載できない場合があります。
- ・応募写真は自身で撮影したものに限りません。また、応募作品の著作権は本市に帰属するものとします。

▼応募先・問合せ

都市計画課 公園緑地係
 ☎(95)0157 〒472-8666
 住所不要 Eメール tosikeikaku@city.chiryu.g.jp

